

IASB の動向 (2016 年 5 月～2016 年 7 月)

ASBJ 専門研究員 谷 智之 たに ともゆき

I. 基準等の公表

IASB が IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の狭い範囲の修正を公表 (2016 年 6 月 20 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の修正を公表した。本修正は、特定の種類の株式に基づく報酬取引の会計処理方法を明確化するものである。

IFRS 解釈指針委員会を通じて開発されたものであり、次の会計処理に関する要求事項を示している。

- (1) 権利確定条件及び権利確定条件以外の条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響
- (2) 源泉徴収義務についての純額決済の要素のある株式に基づく報酬取引
- (3) 株式に基づく報酬取引の分類が現金決済型から持分決済型に変更となる場合
企業は、本修正を 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することが要求される。また、早期適用も認められている。

II. 公開草案等の公表

IASB が IFRS 第 3 号及び IFRS 第 11 号の狭い範囲の修正を提案 (2016 年 6 月 28 日)

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の修正案を公表した。本修正案では次のことが提案されている。

- (1) IFRS 第 3 号の適用において、事業と資産グループとを区別するための、より明確な適用指針を提供することを目的とした以下の修正
 - ① 取得した活動及び資産の組合せが事業とみなされる場合には、最低限、アウトプットの創出に寄与する能力を有するインプット及び実質的なプロセスを含んでいなければならない旨の明確化
 - ② 活動及び資産の組合せは、欠けている要素を市場参加者が入れ替えてアウトプットの生産を継続することができる場合には事業であるという記述の削除
 - ③ アウトプットの定義において顧客に提供される財又はサービスに焦点を当てた記述とし、コストを低減する能力に関する記述を削除
 - ④ 取得した総資産の公正価値のほとんどす

べてが、単一の識別可能な資産又は類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、事業に該当しない旨の明確化

⑤ 実質的なプロセスに関するガイダンス及び解釈に役立つ設例の追加

- (2) 共同支配事業の資産及び負債に対して従来保有していた持分について、追加的な持分の取得により、事業の定義を満たす共同支配事業に対する支配が獲得される場合には再測定すべきであり、当該取得により事業の定義を満たす共同支配事業に対する共同支配が獲得される場合あるいは共同支配が維持される場合には再測定すべきでないことを明確化する修正

IFRS 第 3 号における事業の定義に関する適用指針案は、当審議会の適用後レビュープロセスから生じたものであり、従来保有していた持分の会計処理の修正案については、IFRS 解釈指針委員会を通じて開発されたものであった。

本公開草案に対するコメント募集期限は、2016 年 10 月 31 日である。

Ⅲ. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. Maria Helena Santana 氏及び Lynn Wood 氏が、IFRS 財団の評議員に再任（2016 年 5 月 12 日）

IASB のガバナンス及び監督機関である IFRS 財団の評議員会は、モニタリング・ボードの承認を受け、Maria Helena Santana 氏及び Lynn Wood 氏を評議員として再任することを公表した。

Santana 氏は、ブラジル証券取引委員会の前委員長兼会長である。Wood 氏はオーストラリア財務報告審議会の前議長であり、かつ海外投資審査審議会のメンバーである。両氏は 2017 年 1 月より 2 期目の 3 年間を務める。

2. IFRS 財団が、IFRS 解釈指針委員会の新たなメンバーを公表（2016 年 5 月 23 日）

IFRS 財団の評議員会は、IFRS 解釈指針委員会のメンバーに、Yang Zheng 氏及び Bertrand Perrin 氏を選任したことを公表した。

Yang Zheng 氏は、現在中国人寿保険の副社長兼 CFO であり、以前は米国 Molex におけるシニア CFA 及び中国人寿保険の財務部長を務めていた。

Bertrand Perrin 氏は、現在フランスの総合メディア・コンテンツグループである Vivendi の会計基準・特別プロジェクトのディレクターであり、以前は外部監査人を務めていた。

IFRS 解釈指針委員会は、IASB の解釈機関であり、現在の IFRS 基準から生じる会計上の論点のレビューや当該論点について権限のあるガイダンス（IFRIC 解釈指針）を提供する役割を担っており、IFRS 財団の評議員会により選任された様々な国及び職歴の 14 名の議決権のあるメンバーからなる。

両氏は、2016 年 7 月 1 日より 3 年間の任期を務める。

3. 証券監督者国際機構（IOSCO）と IFRS 財団が IFRS 基準の開発と適用における協力を強化（2016 年 6 月 1 日）

IOSCO と IFRS 財団が、IFRS に関する協力についての協定書を公表した。当該協定書は、IFRS 基準の開発と首尾一貫した適用を通じた資本市場の透明性の促進を目指したものであり、両組織間における次の交流についての目的が示されている。

- (1) 戦略的な議論：広範な財務報告の論点についての IOSCO と IFRS 財団の指導者の間での議論
- (2) IFRS 基準の開発：情報の共有及び基準設定プロセスへの IOSCO からの積極的な貢献
- (3) IFRS 基準の適用：IFRS 基準の国際的に

首尾一貫した適用における両組織の作業を支援するための情報の共有

本協定書は、2013年9月に両組織が公表した協定書に基づき作成されている。

4. 評議員会がIFRS財団の体制とその有効性に関する2015年のレビューを完了し、定款の修正を提案（2016年6月10日）

IFRS財団の評議員会は、2015年7月に現在の組織の体制とその有効性に関して一般のコメントを募集しており、当該コメントを受け、2016年6月に次の内容のフィードバック・ステートメントを公表した。

(1) IFRS財団のガバナンス及び資金調達の取決めの一層の向上

- 透明性の向上：評議員会は、現行の3層のガバナンス構造に対する幅広い支持を受けたが、評議員会のIASBに対する監督の可視性を高めるための対策をとる（デュー・プロセス監督委員会の会議の公開を含む。）。
- 地理的バランス：分布が均等になり、地域全体としてより適切な代表となるようにすることを目的として、評議員会とIASBの両方の地理的分布を変更し、北米と南米の配分を単一の「アメリカ大陸」の区分とする。
- IASBの規模：IASBの規模を16名から13名に削減するとともに、適切な場合には14人目（全体枠）のメンバーを選任可能とする柔軟性を設ける。
- 資金調達：評議員会は、公的に支援された資金調達に基づく資金調達体制が完全に達成されるまで、現在の「3つの柱」の資金調達モデルを維持することに対して幅広い支持を受けた。

(2) IFRS基準の目的適合性の強化

- テクノロジーと財務報告：IFRSタクソノミが目的に適合し続けることを確保するために、投資者、証券規制機関その他の関係者と

の協力により、高品質なデジタル報告への障害に対処するための作業を加速させるとともに、技術革新と、当該技術革新がIFRS基準に与える影響及び関連性について、助言を提供する専門家ネットワークを設置する。

- 任務：IASBが営利企業に重点を置いている現状を維持し、現時点では公共セクターや民間の非営利セクターを対象とするための拡大は行わない。IASBは継続して財務報告を重視するが、より幅広い企業報告を進展させるという観点から、IASBの将来の役割及び作業計画を考慮するための追加的な作業を行う。

(3) IFRS基準の首尾一貫した適用の支援

- リソース：IASBにおいて明確な原則に基づく高品質な基準の策定を引き続き重視する一方で、IFRS基準の首尾一貫した適用を支援するための活動も重視する。これには、教育、適用支援及び解釈に関する活動を単一のチームに再編成することが含まれる。
- プログラム：主要な新基準の首尾一貫した適用を支援するための追加的なリソース及びマテリアルの開発を継続する（オンライン・リソースの提供を含む。）。
- 協力の強化：国際的なIFRS基準の適用を支援するため、証券規制機関（例えば、IOSCO）や他の機関との関係の構築を継続する。評議員会は、上記のフィードバック・ステートメントにおける結論に沿ったものとするため、定款の修正を提案した。これらの修正案に関するコメント募集期限は2016年9月15日である。

体制とその有効性に関する評議員会のレビューと並行して、IASBは将来のアジェンダに関する協議を行っており、そのレビューの結論を2016年中に公表する予定である。

5. IFRS 財団が IASB メンバーを募集 (2016 年 6 月 21 日)

IFRS 財団の評議員会は、IASB のメンバーを最大 2 名募集している。新しいメンバーは、ロンドン常駐勤務となり、就任後 5 年の任期を務め、さらに 3 年あるいは最大 5 年の更新となる場合がある。

本ポストは名誉ある上級職であり、高いレベルの技術的な会計専門知識のみならず、国際的な経済環境についての理解と公共サービスを提供する責任が要求される。IASB メンバーへの推薦の期限は 2016 年 7 月 8 日であった。

6. IFRS 解釈指針委員会に Andrew Buchanan 氏が加入 (2016 年 7 月 1 日)

IFRS 財団の評議員会が、Andrew Buchanan 氏を IFRS 解釈指針委員会に選任することを承認した。

Buchanan 氏 (会計事務所 BDO の IFRS 担

当責任者) は、収益認識に関する IASB 及び米国会計基準審議会 (FASB) の共同移行リソースグループ (TRG) のメンバーである。同氏はまた、欧州会計士連盟 (FEE) の企業報告ポリシーグループ、スコットランド勅許会計士協会 (ICAS) の会計基準委員会及び英国財務報告諮問委員会 (FRAB) のメンバーである。

IFRS 財団は、2013 年に IFRS 解釈指針委員会における会計事務所の人員を増員することを公表し、2013 年 7 月より 3 年の任期で会計事務所 Grant Thornton の Andrew Watchman 氏を、2016 年 7 月より 3 年の任期で Andrew Buchanan 氏を選任していた。Andrew Watchman 氏は、任期満了前の 2016 年 4 月に IFRS 解釈指針委員会のメンバーを退任していたが、Andrew Buchanan 氏は当初の公表どおり 2016 年 7 月より 3 年の任期を務める。

2016 年 7 月時点の IFRS 解釈指針委員会のメンバーは次のとおりである。

氏 名	国	所 属
Wayne Upton 氏		IFRS 解釈指針委員会 議長 (議決権なし) International Director, IASB
Tony de Bell 氏	英国	Global Accounting Consulting Services Leadership Team, PwC
Andrew Buchanan 氏	英国	Global Head of IFRS, BDO International
Reinhard Dotzlaw 氏	カナダ	Global IFRS Panel, KPMG
Carl Douglas 氏	ブラジル	Corporate Controller, CCR Group
Bonnie Van Etten 氏	米国	NAFTA Chief Accounting Officer, Fiat Chrysler Automobiles
Mikael Hagström 氏	スウェーデン	Senior Vice President & Head of Corporate Financial Reporting, AB Volvo
Jongsoo Han 氏	韓国	Member of the Korea Accounting Standards Board (KASB)
Bruce Mackenzie 氏	南アフリカ	Managing Director, W Consulting International
John O'Grady 氏	オーストラリア	Asia Pacific Professional Practice Director, Ernst & Young
Bertrand Perrin 氏	フランス	Director, Accounting Standards & Special Projects, Vivendi

Sandra Peters 氏	米国	Head of Global Financial Reporting Policy, CFA Institute
Dr Martin Schloemer 氏	ドイツ	Head of Accounting Principles and Policies, Bayer AG
Robert Uhl 氏	米国	Global IFRS Leadership Team, Deloitte & Touche LLP
Yang Zheng 氏	中国	Vice President and Chief Financial Officer, China Life Insurance Company

7. Richard Thorpe 氏が、評議員会活動のディレクターとして IFRS 財団に加入 (2016 年 7 月 11 日)

IFRS 財団は、Richard Thorpe 氏を IFRS 財団の評議員会活動を担当するディレクターに選任した。同氏は、評議員会の作業プログラムの開発と実行を支援する。

同氏は、Yael Almog 氏 (IFRS 財団エグゼクティブ・ディレクター) に報告を行うこととなり、評議員会議長 Michel Prada 氏の側近として従事する。同氏はまた、金融安定理事会 (FSB) で会計・監査アドバイザーを担当し、元英国金融サービス局 (現金融行為監督機構) における会計・監査・規制ポリシーの責任者を務めていた。

Richard Thorpe 氏は、企業報告とその IFRS 基準との関連性についての動向を観察する David Loweth 氏 (常勤職を退き、非常勤となる。) の後任として、2016 年 9 月 1 日に就任した。

IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2016 年 5 月 17 日～19 日)
- 通常会議 (2016 年 6 月 20 日、22 日)
- 通常会議 (2016 年 7 月 18 日～19 日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2016 年 5 月 10 日及び 2016 年 7 月 12 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 98 頁の「2016 年 5 月の IFRS 解釈指針委員会における議論の状況」及び本誌 102 頁の「2016 年 7 月の IFRS 解釈指針委員会における議論の状況」を参照いただきたい。)

V. その他の IASB 関連会議

- 2016 年 5 月 3 日～4 日 新興経済グループ (EEG) 会議 (イスタンブール)
- 2016 年 6 月 13 日～14 日 IFRS 諮問会議 (IFRS-AC) (ロンドン) (詳細については、本誌 105 頁の「IFRS-AC (2016 年 6 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2016 年 6 月 15 日～16 日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) 及び世界作成者フォーラム (GPF) との会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 112 頁の「CMAC-GPF 合同会議 (2016 年 6 月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2016 年 7 月 7 日～8 日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 67 頁の「2016 年 7 月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。)